

## ■自己資本比率の状況

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点を持つ金融機関は「国際統一基準」と呼ばれる比率が、ろうきんなど国内業務のみを行う金融機関の場合には「国内基準」が適用されます。「国内基準」が適用される金融機関に対しては、この比率が4%に満たない場合、その程度に応じて「早期是正措置」と呼ばれる各種の行政措置が発動されることとなります。当金庫は、以下に記載のとおり、十分な自己資本を保有しているため、行政措置の対象ではありません。

### ◆単体自己資本比率（国内基準）

2011年度末の自己資本比率は、16.91%となりました。

	2010年度末	2011年度末
自己資本比率	17.25%	16.91%

(注)1. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算定しております。  
2. 平成20年金融庁・厚生労働省告示第7号(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号の特例)を踏まえて算出しておりますが、2010年度末、2011年度末は、ともに「その他有価証券の評価差損」は発生していません。

### ◆自己資本比率の算式

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(基本的項目+補完的項目-控除項目)}}{\text{信用リスク・アセット(資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計) + 各オフ・バランス取引の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額} + \text{オペレーショナルリスク相当額を8%で除して得た額}} \times 100$$

#### ①信用リスク・アセットの計算方法

上記の算式中、信用リスク・アセットの算出にあたっては、ア.標準的手法またはイ.内部格付手法のいずれかを金融機関が選択します。当金庫では、ア.標準的手法を選択しています。

##### ア.標準的手法

細分化されたリスク・ウェイト(0%~650%)をそれぞれの資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン(1億円未満)が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイト(20%~150%)が適用されます。

##### イ.内部格付手法

金融機関が内部格付制度を整備し、格付ごとのデフォルト確率(融資先が債務不履行に陥る確率)等を推計します。その推計値に基づき算出したリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。

#### ②オペレーショナルリスク相当額の計算方法

オペレーショナルリスクとは、不適正な業務処理や業務遂行の失敗、人的な要因およびシステムの不具合、または外部要因により引き起こされる、直接的または間接的な損失が生じるリスク、および金庫自らがオペレーショナルリスクと定義したリスクのことです。金融機関がア.基礎的手法、イ.粗利益配分手法、ウ.先進的計測手法の中から選択します。当金庫では、ア.基礎的手法を選択しています。

##### ア.基礎的手法

粗利益(直近3年の平均値)の15%をオペレーショナルリスク相当額とします。自己資本比率算出にあたっては、この相当額を8%で除して得た額を分母に加えます。

##### イ.粗利益配分手法

業務区分を8つに分け、区分ごとの粗利益にそれぞれ異なる掛け目(12%、15%、18%)を乗じ、合計値の直近3年間の平均値をオペレーショナルリスク相当額とします。

##### ウ.先進的計測手法

金融機関が独自に構築した計量モデルにより算出した損失額をオペレーショナルリスク相当額とします。

## ◆現在の自己資本の充実状況および自己資本の調達手段の概要について

2011年度末の当金庫の自己資本比率は16.91%（連結17.03%）であり、国内基準の4%を大きく上回っています。また、自己資本のうち基本的項目（Tier1）が占める割合が非常に高く、補完的項目（Tier2）の占める割合がごくわずかであることから、Tier1比率は16.89%（連結17.01%）となり自己資本比率とほぼ同じ水準となっています。基本的項目（Tier1）は出資金・利益準備金・特別積立金等で構成されており、自己資本に占める割合が高ければより健全性が高いといえるため、当金庫の自己資本は、単体・連結ともに十分な質・量を具えていると考えております。なお、2010年度末、2011年度末の自己資本のうち、出資金はすべて「普通出資金」により調達しています。

## ◆将来の自己資本の充実策

当金庫では、中期計画や年度事業計画を策定しています。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、その内部留保によって、自己資本の充実を図っていきます（連結自己資本についても同様です）。

## ◆信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 当金庫では、リスク管理規程の定めに基づき、「信用リスク管理細則」を規定し、信用リスクに係る管理方法および手続きを全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。
- 融資基本方針（クレジットポリシー）の策定や個別案件の営業店指導等は、営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。
- 信用リスクの評価については、資産査定を担当部署が貸出金等の自己査定を定期的実施することにより、信用リスクの把握に努めています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備をすすめています。
- 信用リスクの管理状況および今後の対応については、定期的にリスク管理委員会で協議しています。また、常務会および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。
- 貸倒引当金は、「資産査定規程」および「資産査定実施細則」に基づき以下のとおり計上しています。
  - <正常先債権および要注意先債権>  
一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。
  - <破綻懸念先債権>  
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。
  - <破綻先債権および実質破綻先債権>  
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

## ◆リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- 株式会社日本格付研究所（JCR）
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（S&P）

## ◆信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 当金庫は、融資に際し信用リスクを削減するために、預金担保・不動産担保・保証機関の保証等による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的な措置であり、担保・保証に過度に依存することなく、借主の返済能力・信用力・資金使途・返済財源等、様々な角度から融資審査における可否判断を行っております。
- 当金庫では、「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示の条件を確実に満たす自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。
- 当金庫では、告示で定められた条件を確実に満たしている地方三公社に対する地方公共団体の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。
- クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

## ◆派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 当金庫では、以下の派生商品取引を利用しています。

### <金利スワップ取引>

固定金利選択型住宅ローンの取扱いに伴う、金利変動リスクを軽減するために利用しています。

- 当金庫の派生商品取引は、金利リスクを軽減するために行っています。金利リスクに対しリスク軽減を要する場合は、リスク管理委員会の審議を経て判断しています。なお、金利リスクについては、「金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要」をご覧ください。
- 派生商品取引を継続するにあたり、取引先より追加の担保提供を求められる場合があります。この際、担保提供できない場合は、派生商品取引契約が解消され金利変動リスクの軽減効果が減少する可能性があります。
- 万一、当金庫が取引相手に担保を追加的に提供する必要が生じたとしても、担保として提供できる十分な資産を保有しており、金利変動リスクの軽減効果に与える影響は少ないと認識しています。
- 長期決済期間取引の取扱いはありません。

## ◆証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 当金庫の証券化取引における役割は「投資家」に該当します。ただし、有価証券の運用に際しては効率性と同時に流動性を重視しているため、証券化商品の購入は限定的です。

## ◆証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

- 当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

## ◆証券化取引に関する会計方針

- 会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計の実務指針」に基づき、適切に処理しています。

## ◆証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)

## ◆出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 出資等エクスポージャーに該当する株式等の有価証券の購入については、年度ごとに策定する「余裕資金運用計画」で対象商品、購入枠等を設定しています。方針については、余裕資金運用委員会、リスク管理委員会で協議し、常務会を経て理事会の承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に常務会・理事会に報告しています。
- 保有する子会社株式および関連会社株式は、非上場の子会社(1社)株式のみであり、有価証券に占める割合もごくわずかとなっています。資産査定ならびに子会社監査を通じて子会社の実態把握に努めています。
- 子会社および関連会社以外の株式については、時価や適格格付機関の格付を定期的に取得することなどにより、価格変動リスクならびに信用リスクの把握に努めています。
- 会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計の実務指針」に基づき、適切に処理しています。

## ◆金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 当金庫の融資は、住宅ローンを中心とした長期融資がメインであり、長期固定金利融資のニーズに対応する必要があります。このため、一定の金利リスクを取る必要があり、また金利リスクを取ることでより収益を確保する事業運営を行っていることから、当金庫では、本リスクを最も注視すべきリスクと認識しています。
- 金利リスクの管理にあたっては、「市場関連リスク管理細則」に基づき、リスク限度額を設けて管理しています。具体的には、配賦可能な自己資本額に対するリスク配分を定め、アラームポイント、限度額を設けた上でリスク量を管理しています。
- 定期的にアウトライヤー基準の影響額、VaR (バリュー・アット・リスク) およびBPV (ベーク・ポイント・バリュー) を計測することにより、金利リスクを把握しています。
- 計測結果および今後の対応について、定期的にリスク管理委員会で協議しています。また、常務会および理事会に対しても定期的に報告しています。

## ◆金庫が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

- 当金庫では、GPS (グリッド・ポイント・センシティブティ) 方式により金利リスク量 (BPV) を算定しています。GPS とは、期間 (グリッド) ごとの金利変動に対する資産・負債・オフバランス取引の現在価値の変化額のことです。当金庫では、金利変動幅として、保有期間 1 年、観測期間 5 年で計測される金利変動の 1 パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値を採用しています。  
なお、「パーセンタイル値」の算定方法は以下のとおりです。
  - (1) 期間ごとの市場金利について、1 年前の営業日との金利差を 5 年分、延べ 1,200 営業日分のデータとして集めます。
  - (2) 集めたデータを値の小さい順に並び替えます。
  - (3) 並び替えたデータのうち、小さい方から 1% 目の数値を 1 パーセンタイル値、99% 目の数値を 99 パーセンタイル値として採用します。
- 貸出金の金利リスク量算定にあたり、期限前返済は考慮していません。
- 要求払預金の金利リスク量 (BPV) は、コア預金 (※) の満期を内部モデルにより算定しています。  
※コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことです。当金庫では、コア預金を内部モデルにより算定しています。
- 当金庫では、月次で金利リスク量 (BPV) を計測しています。

## ◆オペレーショナルリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

- 当金庫では、事務リスク・システムリスク・風評リスク等をオペレーショナルリスクの対象としています。
- オペレーショナルリスクの管理状況および今後の対応について、「リスク管理規程」「リスク管理委員会規程」に基づき、定期的にリスク管理委員会で協議しています。また、常務会および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。
- 事務リスクについては、商品・制度に係る要領等に関する研修を実施することにより、リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。
- システムリスクについては、当金庫の情報資産の適切な管理および保護に関する基本的かつ包括的な方針として「セキュリティポリシー」を定め、情報資産の安全性の確保を金庫全体の課題として取り組んでいます。
- 個人情報保護については、個人情報保護法および金融庁のガイドラインに基づき、お客様の個人情報の取扱いについての基本方針である「プライバシーポリシー」を定め、個人情報の保護に努めています。

## (1) 自己資本の構成に関する事項

「基本的項目」の額と「補完的項目」の額（基本的項目の額を限度とします。）の合計額から「控除項目」の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使用される自己資本の額となります。なお、2010年度末、2011年度末の自己資本のうち、出資金はすべて「普通出資金」により調達しています。

(単位：百万円)

項 目		2010年度末	2011年度末	
基本的項目 (Tier1)	出資金	4,090	3,955	
	非累積的永久優先出資	—	—	
	優先出資申込証拠金	—	—	
	資本準備金	—	—	
	その他資本剰余金	—	—	
	利益準備金	4,090	4,090	
	特別積立金	63,933	65,072	
	繰越金（当期末残高）	479	447	
	その他	—	—	
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—	
	処分未済持分（△）	—	—	
	自己優先出資（△）	—	—	
	自己優先出資申込証拠金	—	—	
	営業権相当額（△）	—	—	
	のれん相当額（△）	—	—	
		計 (A)	72,594	73,567
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—	
	一般貸倒引当金	93	75	
	負債性資本調達手段等	—	—	
	補完的項目不算入額（△）	—	—	
		計 (B)	93	75
控除項目	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—	
	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—	
	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/O ストリップ	—	—	
	控除項目不算入額（△）	—	—	
		計 (C)	—	—
自己資本	(A) + (B) - (C)	(D)	72,687	73,642

### 用語解説

#### ▶「出資金」

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

#### ▶「非累積的永久優先出資」

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べて支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないものうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

#### ▶「資本準備金」

時価等での発行となる優先出資については、発行価額の2分の1が額面全額のいずれか多い方を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

#### ▶「利益準備金」

労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が上記出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

#### ▶「営業権」および「のれん」

会社の社会的信用や商標の知名度などから生じる超過収益力のことです。合併や営業譲受（事業の全部又は重要な一部を他の会社から譲り受けること）によって有償で取得した場合にのみ無形固定資産として計上し、「出資金」勘定を相当額増額することが認められています。

#### ▶「その他有価証券の評価差損」

2001年3月期決算から実施した金融商品の時価会計によって、時価の変動により利益を得ること、あるいは満期まで所有する意図をもって所有すること以外を目的とした有価証券については、決算日時点での時価を貸借対照表に計上することとなりましたが、時価が帳簿価額を下回っている場合に、その減額見合いを会員勘定に計上するのが「その他有価証券の評価差損」で、相当額を自己資本の額から控除することとなります。

なお、時価が帳簿価額を上回っているときには、その増額見合いとして、貸借対照表に「その他有価証券の評価差益」を計上することとなりますが、この場合には、相当額は自己資本の額に加算することができません。

#### ▶「土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額」

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。自己資本比率算出にあたっては、この「差額」の45%を分子の自己資本に加算することとなります。

ただし、この「差額」（その45%部分）は、一般貸倒引当金、負債性資本調達手段とともに、自己資本の「補完的項目」として取り扱われますので、無条件で全額に加算はできません。補完的項目として加算できる額は、基本的項目の額が限度となります。なお、現在、当金庫ではこの差額計上は行っていません。

#### ▶「負債性資本調達手段」

金融機関にはその経営が破綻した場合に、借入金などの一般債務に劣化した形で償還される劣後債などの資金調達手段が認められています。こうした資金なども自己資本に加算することが認められています。現在、当金庫ではそうした資金調達は行っていません。

#### ▶「意図的な保有相当額」

金融機関相互間で自己資本を持ち合っさせかけの自己資本を嵩上げすることを排除するために調整される金額です。

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

## ① 自己資本

(単位:百万円)

		2010年度末	2011年度末
自己資本	(A)	72,687	73,642
基本的項目 (Tier1)	(B)	72,594	73,567
補完的項目 (Tier2)		93	75
控除項目		—	—

## ② リスク・アセットおよび所要自己資本

リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。当金庫では、格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。なお、表中のエクスポージャーとは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

(単位:百万円)

		2010年度末		2011年度末	
		リスク・アセット(注1)	所要自己資本(注2)	リスク・アセット(注1)	所要自己資本(注2)
信用リスク	(C)	394,740	15,789	408,833	16,353
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		394,083	15,763	408,833	16,353
ソブリン向け(注3)		885	35	1,177	47
金融機関向け		78,743	3,149	76,921	3,076
事業法人等向け		10,590	423	11,039	441
中小企業等・個人向け		147,405	5,896	161,926	6,477
抵当権付住宅ローン		128,234	5,129	128,527	5,141
不動産取得等事業向け		—	—	—	—
延滞債権(注4)		383	15	218	8
その他(注5)		27,839	1,113	29,022	1,160
証券化エクスポージャー (うち再証券化)		657 (—)	26 (—)	— (—)	— (—)
オペレーショナルリスク(注6)	(D)	26,594	1,063	26,499	1,059
リスク・アセット、所要自己資本の総額(C)+(D)	(E)	421,335	16,853	435,333	17,413
単体自己資本比率(国内基準) (A)/(E) × 100		17.25%		16.91%	
単体におけるTier1比率 (B)/(E) × 100		17.22%		16.89%	

- (注)1. 貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクを伴うものがあり、貸借対照表に記載される資産同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算します。また、貸借対照表に計上している債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うことになっています。オフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。
2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%
3. 「ソブリン」とは、国内外の中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
4. 「延滞債権」とは、元金または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、出資、オフ・バランス取引のリスク・アセット等です。
6. 「オペレーショナルリスク」とは、不適正な業務処理や業務遂行の失敗、人的要因およびシステムの不具合、または外部要因により引き起こされる、直接的または間接的な損失が生じるリスク、および金庫自らがオペレーショナルリスクと定義したリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。

## 用語解説

## ▶ 「証券化エクスポージャー」

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

また、「再証券化」とは証券化取引のうち、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引のことです。ただし、一定の証券化取引で、証券化の前後で証券化取引に係るリスク特性に変化がないものを除きます。

## (3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

## ① 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

〈ア・地域別〉

(単位:百万円)

エクスポージャー区分	合計		貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付けとする資産(ファンド等)		その他の資産等(注1)		延滞エクスポージャー(注2)	
	10年度末	11年度末	10年度末	11年度末	10年度末	11年度末	10年度末	11年度末	10年度末	11年度末	10年度末	11年度末	10年度末	11年度末
国内	1,095,954	1,123,257	643,198	663,897	88,076	94,443	588	597	—	—	364,090	364,319	296	176
国外	16,527	11,694	—	—	16,493	11,675	—	—	—	—	33	19	—	—
合計	1,112,481	1,134,952	643,198	663,897	104,570	106,118	588	597	—	—	364,124	364,339	296	176

- (注)1. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、預け金、現金、出資、その他資産等です。
2. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元金または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 期末の残高は当期のリスク・ポジションから大幅な乖離はありません。
4. 2010年度を10年度、2011年度を11年度と記載しています。以下44頁まで同じです。

＜イ．業種別 ウ．残存期間別＞

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分	合計		貸出金、 コミットメント およびその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする 資産 (ファンド等)		その他の 資産等 (注2)		延滞 エク スポージャー	
	10年度末	11年度末	10年度末	11年度末	10年度末	11年度末	10年度末	11年度末	10年度末	11年度末	10年度末	11年度末	10年度末	11年度末
業種区分														
製造業	9,232	10,644	-	-	9,205	10,615	-	-	-	-	27	29	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	4,807	5,685	-	-	4,793	5,670	-	-	-	-	13	14	-	-
情報通信業	2,109	2,608	-	-	2,102	2,601	-	-	-	-	6	7	-	-
運輸業、郵便業	200	1,002	-	-	200	1,000	-	-	-	-	0	2	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、 飲食サービス業	1,724	1,616	20	13	1,699	1,599	-	-	-	-	3	2	-	-
金融業、保険業	401,268	390,397	13,729	15,420	42,900	30,688	588	597	-	-	344,050	343,690	-	-
不動産業、物品賃貸業	29	300	29	-	-	300	-	-	-	-	0	0	-	-
医療、福祉	44	40	44	40	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-
サービス業	582	70	11	0	500	-	-	-	-	-	70	70	-	-
国・地方公共団体	36,365	43,518	2,348	1,955	33,965	41,485	-	-	-	-	51	77	-	-
個人	565,146	585,259	564,370	584,501	-	-	-	-	-	-	776	757	296	176
その他(注1)	90,969	93,807	62,644	61,964	9,203	12,157	-	-	-	-	19,121	19,685	-	-
業種別合計	1,112,481	1,134,952	643,198	663,897	104,570	106,118	588	597	-	-	364,124	364,339	296	176
期間の定めのないもの(注3)	105,692	101,154	62,644	61,964	-	-	-	-	-	-	43,048	39,189	-	-
1年以下	220,513	212,349	55,180	59,335	16,042	17,471	-	-	-	-	149,290	135,542	-	-
1年超3年以下	188,370	207,197	71,912	73,132	48,166	38,383	-	12	-	-	68,291	95,668	-	-
3年超5年以下	180,007	163,387	61,697	62,025	14,797	7,409	17	15	-	-	103,494	93,938	-	-
5年超7年以下	68,132	74,768	53,597	54,455	14,414	20,103	120	210	-	-	-	-	-	-
7年超10年以下	80,684	96,431	71,286	73,321	8,947	22,750	450	360	-	-	-	-	-	-
10年超	269,080	279,664	266,879	279,664	2,201	-	-	-	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	1,112,481	1,134,952	643,198	663,897	104,570	106,118	588	597	-	-	364,124	364,339	-	-

(注)1. 業種区分の「その他」には、コミットメント、政府関係機関等が含まれます。  
 2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、預け金、現金、出資、その他の資産等です。  
 3. コミットメントについては、全額を期間の定めのないものに分類しています。

②一般貸倒引当金・個別貸倒引当金の期末残高、期中の増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高 (貸出金償却は償却額)
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	10年度	156	93	-	156	93
	11年度	93	75	-	93	75
個別貸倒引当金	10年度	42	15	26	15	15
	11年度	15	77	-	15	77
不動産業、 物品賃貸業	10年度	-	-	-	-	-
	11年度	-	-	-	-	-
個人	10年度	42	15	26	15	15
	11年度	15	11	-	15	11
貸倒引当金合計	10年度	198	108	26	172	108
	11年度	108	153	-	108	153
貸出金償却	10年度	-	-	-	-	0
	11年度	-	-	-	-	-
不動産業、 物品賃貸業	10年度	-	-	-	-	-
	11年度	-	-	-	-	-
個人	10年度	-	-	-	-	0
	11年度	-	-	-	-	-

(注)1. 当金庫では国外への融資を行っていないため、貸倒引当金および貸出金償却ともすべて国内の金額です。  
 2. 貸出金償却は、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額に相当する額を相殺した後の計数を記載しています。  
 3. 貸出金償却は、貸出金未収利息を含みます。

用語解説

▶「一般貸倒引当金」

引当金は将来の費用または損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および退職給付引当金を引き当てております。  
 このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるといったものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の補完的項目に加算することが認められています。ただし、加算できる額は自己資本比率の分母（リスク・アセット額）の0.625%が限度となります。

▶「個別貸倒引当金」

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部を、貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）しているものです。

引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照下さい。

## ③リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト 区分	エクスポージャーの額					
	10年度末			11年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	—	102,981	102,981	—	108,603	108,603
10%	—	8,859	8,859	—	11,571	11,571
20%	391,872	732	392,604	383,635	845	384,481
35%	—	366,385	366,385	—	367,222	367,222
50%	12,908	—	12,908	14,124	—	14,124
75%	—	196,551	196,551	—	215,907	215,907
100%	6,622	25,692	32,314	7,347	25,786	33,134
150%	—	172	172	—	83	83
350%	—	—	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—	—	—
合計	411,402	701,375	1,112,778	405,108	730,021	1,135,129

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。  
 2. エクスポージャーの額は、信用リスク削減手法適用後の額です。  
 3. 格付の有無は、リスク・ウェイトの判定にあたり、格付を用いたかどうかを基準に区分しています。

## (4) 信用リスク削減手法に関する事項

## 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		10年度末	11年度末	10年度末	11年度末	10年度末	11年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		43,971	44,224	729	—	—	—
ソブリン向けエクスポージャー		—	—	700	—	—	—
金融機関向けエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
事業法人等向けエクスポージャー		1	0	—	—	—	—
中小企業等・個人向けエクスポージャー		2,308	2,191	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン		—	—	—	—	—	—
延滞エクスポージャー		—	—	—	—	—	—
その他		41,660	42,033	29	—	—	—

## (5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

		派生商品取引	
		10年度末	11年度末
グロス再構築コストの額	(A)	15	—
グロスのアドオンの額	(B)	572	597
グロスの与信相当額	(A) + (B) (C)	588	597
ネットティングによる与信相当額の削減額	(D)	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額	(C) - (D) (E)	588	597
外国為替関連取引		—	—
金利関連取引		588	597
株式関連取引		—	—
担保の額	(F)	—	—
現金・自金庫預金		—	—
国債・地方債等		—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額	(E) - (F) (G)	588	597

- (注) 1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。  
 2. 長期決済期間取引の取扱いはありません。

## (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

## ◆オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当はありません。



## ◆投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

### ①保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

区 分	10年度末	11年度末
証券化エクスポージャーの額	3,287	—
カードローン	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	3,287	—

(注) 1. 当金庫ではオフバランス取引を行っていないため、表示の額は全てオンバランス取引です。  
2. 再証券化エクスポージャーは保有していません。

### ②保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	10年度末	11年度末	10年度末	11年度末
20%	3,287	—	26	—
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—

(注) 1. 当金庫ではオフバランス取引を行っていないため、表示の額は全てオンバランス取引です。  
2. 再証券化エクスポージャーは保有していません。

### ③証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

当金庫では経過措置を適用していません。

## (7) 出資等エクスポージャーに関する事項

### ①出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区 分	出資等エクスポージャー					
	貸借対照表計上額	うち、その他有価証券で時価のあるもの				
		取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
上場株式等	10年度末	—	—	—	—	—
	11年度末	—	—	—	—	—
非上場株式等	10年度末	77	—	—	—	—
	11年度末	77	—	—	—	—
その他	10年度末	7,300	—	—	—	—
	11年度末	7,300	—	—	—	—
合 計	10年度末	7,377	—	—	—	—
	11年度末	7,377	—	—	—	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。  
2. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金等を計上しています。

### ②子会社株式および関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	評価差額	うち益	うち損
子会社・子法人等株式	10年度末	70	—	—	—
	11年度末	70	—	—	—
関連法人等株式	10年度末	—	—	—	—
	11年度末	—	—	—	—
合 計	10年度末	70	—	—	—
	11年度末	70	—	—	—

### ③出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

		売却益	売却損	株式等償却
出資等エクスポージャー	10年度末	—	—	—
	11年度末	—	—	—

## (8) 金利リスクに関する事項

### 金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済的価値の増減額（金利リスク量）

(単位：百万円)

運用勘定	金利リスク量		調達勘定	金利リスク量	
	10年度末	11年度末		10年度末	11年度末
貸出金	22,436	6,227	定期性預金	8,231	3,472
有価証券	2,007	351	流動性預金	12,149	3,486
預け金	5,944	1,833	その他	109	81
その他	18	17	調 達 計	(B)	20,490
運用計 (A)	30,407	8,429			7,039

金融派生商品（金利受取サイド）(C)	98	66	金融派生商品（金利支払サイド）(D)	2,666	492
--------------------	----	----	--------------------	-------	-----

金利リスク量計 (A)－(B)＋(C)－(D)	7,347	963
-------------------------	-------	-----

(注) 円以外に銀行勘定の資産ないし負債の5%以上を占める通貨はありません。